別表 (第3条関係)

	(第3条) 種目	障害区分又は程度	性能	耐用年数	基準額	(単
					位:円)	
介	特殊寝	1 下肢機能又は体	腕、脚等の訓練の	8年	154,	0 0
護	· 台	幹機能障害2級以	できる器具を付帯			0
訓	練	上の者	し、原則として使			
支	援	2 寝たきり状態に	用者の頭部及び脚			
用具	具	ある難病患者等	部の傾斜角度を個			
		(いずれも原則とし	別に調整できる機			
		て18歳以上)	能を有するもの			
	特殊マ	1 重度知的障がい	褥蒼の防止又は失	5 年	19,6	0 0
	ット	者(児)	禁等による汚染又			
		2 下肢機能又は体	は損耗を防止でき			
		幹機能障害2級以	る機能を有するも			
		上の児童(原則と	Ø)			
		して3歳以上)				
		3 下肢機能又は体				
		幹機能障害1級				
		で、常時介護を要				
		するもの(原則と				
		して18歳以上)				
		4 寝たきり状態に				
		ある難病患者等				
		1 下肢機能又は体	尿が自動的に吸引	5年	67,0	0 0
	器	幹機能障害1級	されるもので、障			
		で、常時介護を要	がい者等又は介護			
		するもの(原則と	者が容易に使用し			
		して学齢児以上)	得るもの			
		2 自力で排尿でき				
		ない難病患者等				
	入浴担	下肢機能又は体幹機	障がい者等を担架	5 年	8 2, 4	0 0
		能障害2級以上で、				
		入浴に介助を要する				
		もの(原則として3	させるもの			
		歳以上)				
		1 下肢機能又は体			15,0	0 0
	換器		等の体位を変換さ			
			せるのに容易に使			
		に介助を要するも				
		の(原則として学				

			齢児以上)		
			2 寝たきり状態に		
			ある難病患者等		
	移動	用	1 下肢機能又は体介護者が容易に使	4年	159,00
	リフ	ト	幹機能障害2級以用し得るもの。た		0
			上の者(原則としだし、天井走行型		
			て3歳以上) 等住宅改修を伴う		
			2 下肢機能又は体ものを除く。		
			幹機能の障がいを		
			有する難病患者等		
	訓練	い	下肢機能又は体幹機原則として付属の	5 年	33,100
	す		能障害2級以上の児テーブルをつける		
			童(原則として3歳ものとする。		
			以上)		
	訓練	ベ	1 下肢機能又は体腕又は脚の訓練が	8年	159,20
	ッド		幹機能障害2級以できる器具を備え		0
			上の児童(原則とたもの		
			して学齢児以上)		
			2 下肢機能又は体		
			幹機能の障がいを		
			有する難病患者等		
			1 下肢機能又は体入浴時の移動、座	8年	90,000
生活	舌助用.	具	幹機能の障がいを位の保持、浴槽へ		
支担			有し、入浴に介助 の入水等を補助で		
用具	-		を要する者(原則き、容易に使用し		
			として3歳以上)得るもの。ただし、		
			2 入浴に介助を要住宅改修を伴うも		
	/ 		するる難病患者等のを除く。		
	便器		1 下肢機能又は体容易に使用し得る	8年	4, 450
			幹機能障害2級以手すりであるこ		
			上の者(原則としと。ただし、取替		
			て学齢児以上) えに当たり住宅改		
			2 常時介助を要す修を伴うものは除		
	т	<u> </u>	る難病患者等く。	o /F	9 1 5 0
			平衡機能又は下肢機容易に使用し得る	3 平	3, 150
			能若しくは体幹機能ものの時がいた方と、我に		
	えのえ		の障がいを有し、移 動等において介助を		
	1		動寺においてJ 助を 必要とする者(ただ		
			必要とする有(たた」 し、補装具の給付を		
			し、間衣奈り和刊で		

	受けておらず、その障がいの程度が比較的軽度で、歩行補助 杖の使用により歩行機能が補完される者限る。)			
移乗支 援用具	平衡機能又は下肢機 能若しくは体幹機能 の障がの移動等と のの移動を必要 で介助を必要 で介別として る 説上)	な性能を有する手 すり、スロープ等 であること。ただ し、住宅改修を伴		60,00
頭離	幹機能の障がいを 有する者 2 知的障がい者 (児)として判定 され、その障がい の程度が重度又は	部を保護できる。 本保護での A スポンジ、製 に製いないが、 なおいる。 なおいる。 ないが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが	·	A: 15, 56 B: 37, 53
特殊便器	1 重度知的障がい 者(児)で、訓練 を行っても自ら排 便後の処理が困難 なもの 2 上肢機能障害 2	水温風を出すこと ができ、障がい者 等及び介護するも のが容易に使用し	8年	151, 2

1	l /	1	I	1
	(いずれも原則とし	のを除く。		
	て学齢児以上の者)			
	3 上肢機能の障が			
	いを有する難病患			
	者等			
火災警	1 重度知的障がい	室内の火災を煙又	8年	15,50
報器	者(児)	は熱により感知		
	2 身体障害2級以	し、音又は光を発		
	上の者	し屋外にも警報ブ		
	(いずれも火災発生	ザーで知らせ得る		
	の感知及び避難が著	もの		
	しく困難な者のみの			
	世帯並びにこれに準			
	ずる世帯に限る。)			
自動消	1 重度知的障がい	室内温度の異常上	8年	28,70
火器	者(児)	昇又は炎の接触で		
	2 身体障害2級以	自動的に消火液を		
	上の者	噴射し、初期火災		
	(いずれも火災発生	を消火し得るもの		
	 の感知及び避難が著			
	 しく困難な者のみの			
	 世帯並びにこれに準			
	ずる世帯に限る。)			
	3 火災発生の感知			
	及び避難が著しく			
	困難な難病患者等			
	のみの世帯並びに			
	これに準ずる世帯			
電磁調		容易に使用し得る	6年	41,00
理器		to 0	,	
	'' 2 2級以上の視覚			
	-			
	 (いずれも18歳以			
	上の盲人のみの世帯			
	上の自入ののの 及びこれに準ずる世			
	帯に限る。)			
	2級以上の視覚障が	容易に使用し得る	10年	7, 00
	い者(児)(原則と			., 00
	して学齢児以上)			
旧ヶ塚用小型				
送信器				

1		N/ B-	- ر ـ اـ		oda NC I			احد			,	l	l	1_	_		_	
													10年	8	7	,	4 (0 0
		がい者		•								9						
		用屋内						知覚	でき	3 t	50							
		信号器																
		置					認め											
					世帯													
		透析液											5年	5	1	,	5 (0 0
		加温器					己連		温度	をにつ	保つ	£						
	支						灌流											
	用		法	E (CA	APD)	によ	る透											
具			析	療法	去を行	行う	もの											
			2	腎腫	蔵機	能障	害 3											
			級	以_	上の	障が	い児											
			((原見	則と	して	3 歳											
			D	上	ひ者)													
		動脈血	人工	一呼	吸器	の装	着が	呼吸	: 状態	まを対	継続	的	6年	1	5	7,		5 0
		中酸素	必要	きな動	難病	患者	等	にモ	ニタ	リ	ング	す						0
		飽和度	±					るこ	とカ	ĭ可į	能な	機						
		測定器	1					能を	·有し	· ,	難病	患						
		(パル						者等	が変	ぶ 易	に使	用						
		スオキ	-					し得	るも	0								
		シメー	-															
		ター)																
		ネブラ	1	呼	吸器:	機能	障害	容易	に傾	き用	し得	る	5年	3	6	,	0 (0 0
		イザー	- 3	級」	以上]	又は	同程	もの	١									
		(吸入	. 度	きのす	旨													
		器)	2	身值	本障:	害者	手帳											
			0	交付	寸を	受け	た者											
			7	\$ <u>[</u>	医師	の意	見書											
			13	こより	り当	該用	具が											
			业	要。	と認	めら	れる											
			ŧ	0														
			(V	ヽずね	h も,	原則	とし											
			て学	と齢り	見以.	上)												
					-	-	の障											
							難病											
				者等														
		電気式	-			機能	障害	容易	- に ほ	き用	し得	る	5 年	5	6	,	4 (0 0
		たんの					 同程			•	, ,		·					-
		引器		このえ			, , , , , , ,											
		2 1 HH	$\frac{1}{2}$			害者	手帳											
				/1	1 1-		, 1X	l										

	一 表 子	の交付を受けた者 で、医師の意見書 により当該用具が 必要と認められる もの 3 呼吸器機能の障 がいを有する難病 患者等		1.0年	1 7	0.0.0
	ンベ運 搬車	呼を(7るの又療う在者と酸器し11の繚法は保。宅(しま機の、11)のに業倫の素だすのの、大きのののでは、一次ののをは、一次ののをは、一次のに、は、一次のに、は、一次のに、は、一、の給、は、一、となっ、となっ、と、一、の、は、一、の、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	も <i>の</i>	1 0 4	17,	
	視が用計声	の給付を受けていな い者に限る。) 視覚障害2級以上の	容易に使用し得るもの	5年	9,	0 0 0
_ 情 報 •	がい者 用体重 計 携帯用	視覚障害2級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)音声機能若しくは言語機能の障がいを有	もの 携帯式で、言葉を	5 年	,	8 0 0
意疎支用具	(H)	する者又は肢体不自 由者(児)であって、 発声・発語に著しい 障がいを有するもの (原則として学齢児	し、容易に使用し 得るもの			

	以上)			
情報•	1 上肢機能障害 2	パソコンなどの情	10年	100,00
通信支	級以上の者	報機器を使用する		0
援用具	2 視覚障害2級以	際に必要となる障		
	上の者	がい者向けの周辺		
	(いずれも原則とし	機器やアプリケー		
	て学齢児以上)	ションソフトウエ		
		ア		
点字デ	視覚障害2級以上、	文字等のコンピュ	6年	383, 50
ィスプ	かつ、聴覚障害2級	ータの画面情報を		0
レイ	以上の重複障がい者	点字等により示す		
	で、当該装置が必要	ことができるもの		
	と認められるもの			
点字器	視覚障がい者 (児)	点字を打つための	標準型	標準型A 1
		もので点字版及び	7年	0, 712
		定規からなるもの		標 準 型 B
		(点筆も付属品と		6, 798
		して含まれる。)	携帯用	携 帯 用 A
			5年	7, 416
				携 帯 用 B
				1, 700
点字タ	視覚障害2級以上の	容易に使用し得る	5年	63,100
イプラ	者で、就学若しくは	もの		
	就労しているもの又			
	は就労が見込まれる			
	もの			
	視覚障害2級以上の		6年	録音再生機
	者(原則として学齢			89,800
		認識でき、かつ、		再生専用機
タブル		DAISY方式による		36,750
レコー		録音及び当該方式		
ダー		により記録された		
		図書の再生が可能		
		であって、容易に		
TH 37, 65		使用し得るもの	o #	
	視覚障害2級以上の	·	6 牛	1 1 5, 0 0
	者(原則として学齢			0
	児以上)	当該文字情報を暗		
文書読		号化した情報を読		
上げ装		み取り、音声信号		

置		 に変換して出力す		
<u> </u>		る機能を有し、容		
		易に使用し得るも		
		の の		
視覚障	 視覚の障がいを有		6年	198,00
	し、当該装置により		·	0
	文字等を読むことが			
,	可能になる者(原則			
ни на	として学齢児以上)			
		字等をモニターに		
		映し出せるもの		
視覚障		, ,	10年	 解 読 式 1
	者(音声時計におい		,	0, 300
	ては、手指の触覚に			
(接読	障がいがあること等			3, 300
時計・	 により触読式時計の			
音声時	使用が困難な者)			
計)				
聴覚障	聴覚障がい者(児)	一般の電話機に接	5年	71,000
がい者	又は発声・発語に著	に 続ができ、音声の		
用通信	しい障害を有する者	代わりに文字等に		
装置	であって、コミュニ	より通信が可能な		
	ケーション、緊急連	機器であって、容		
	絡等の手段として当	易に使用し得るも		
	該装置が必要と認め	O)		
	られるもの(原則と			
	して学齢児以上)			
聴覚障	聴覚障がい者(児)	字幕及び手話通訳	6年	88, 900
がい者	で、当該装置により	付きの聴覚障がい		
用情報	テレビの視聴が可能	者(児)用番組並		
受信装	になるもの	びにテレビ番組に		
置		字幕及び手話通訳		
		の映像を合成した		
		ものを画像に出力		
		する機能を有し、		
		かつ、災害時の聴		
		覚障がい者(児)		
		向け緊急信号を受		
		信でき、容易に使		
		用し得るもの		

人工 嘚	音声機能若しくは言語機能又はそしゃく機能の障がいを有し、喉頭摘出等により音を発することが困難な者	ゴム等の膜を振 動させ、ビニー ル等の管を通じ		笛式 5,1 50
		電動式 顎下部等 にあるせ、を振動させ、 を振動させ、 皮的に音が たった でった。 でった。 でった。 でった。 でった。 でった。 でった。		電動式 7 2,203
話(貸	難りに大格該らッがびに大路をはいる一等とのかののではいるというのではないではいる。とのはいいに、というのがでに、というのはないのはいいのがでも、というのがでは、というのがでいる。というのがでは、というのがでいる。というのが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これ	€0		83,300
クス	聴覚という に と の で と 要 に と っ の で と 要 で る ま こ を っ か で に と 要 で る こ を っ ま と 要 で る ま こ を っ ま で の 話 こ が み ず の に る で の で の で の で の で の で の で の で の で の で	€ の		7, 700
	祖覚障がい者(児) (原則として学齢児		_	1, 030,

ドセー 同 用)		き、入力した文章 を自動的に点字変 換が可能で、かつ、 点字プリンターと の連動により ができるもの されできるもの		
書	情報の入手を主に点 字によっている視覚 障がい者(児)			点字図書係 格 (年間62 イトル又1 24巻を『 度とする。)
耳用	体外装置 で 大き 医対装い人置 ()体がらた で 工 、 の外で 「 装 で 外 ら た で 工 か 付 体 し 下 装 う 該 着 過 れ て ま で 医 対 装 い 人 置 の か で 工 か 付 体 し 下 装 う 該 着 過 た で 工 か け 体 し 下 装 う 該 着 過 た で に か ら た が あ 内 つ け 体 し 下 装 う 該 着 過 た で に か ら た で に 、 の を の か で に ま に か け か し 下 装 う 該 着 過 か し で に か い の か で に ま い 人 置 。)体 か し で に か は い て に ま に か は い 人 置 。)体 か し に か に か に か に か に か に か に か に か に か		5年	200,00
	体 人工内耳体外装 外 置装着者であっ 装 て、当該体外装置 の装着から1年 を経過した者 電 池	\$ O	1年	空気 亜 鉛 3 電池 2 0 , 0 0 0 電式 電 1 1 0 , 0 0 i はない。)
	体 人工内耳体外装 外 置装着者であっ 装 て、当該体外装置 で 表着から3年 を経過した者 電 池	もの [3年	25,000

	充電器			
排管支用地理援具では、大き、マートの、大き、マートの、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	トマ装具	ストマ造設者(児)	低を又収尿プッス製膚に刺機用下袋理きスッ洗護性のお開蕃ので又フ腸剤を開い製ク腸剤をが、はイ具袋をおって又フ用、をもがなり、ッテラム皮体のない。	蓄便袋 8,600 蓄 尿 袋 11,300
(紙おいかり)、ガランで、	紙おむ	形 ト 着 で 則 以 と と に 装 る な し) 分 排 排 が に 数 た し) 分 排 が に 能 に の に れ に の の の は に の に 。 に の に の に の に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	などのケア用品を 含む。 紙おむつ、サラシ、 ガーゼ、洗腸装具	おむつ等12,000
収尿器	いす			男性用 普通型 7, 931 第3型 5, 871 女性通型 8, 755

						簡易型	6,
						077	
住	宅	居宅生	1 下肢機能、体幹	移動等を円滑にす	1回限り	200,	0 0
改	修	活動作	機能又は乳幼児期	る用具で、設置に			0
費		補助用	以前の非進行性の	小規模な住宅改修			
		具	脳病変による運動	を伴うもの			
			機能(移動機能障				
			害に限る。)3級				
			以上の者				
			2 特殊便器への取				
			替えをする場合				
			は、上肢機能障害				
			2級以上の者				
			3 下肢機能又は体				
			幹機能の障害を有				
			する難病患者等				

(備考)

- 1 寝たきり状態にあるとは、寝たきりで、日常生活動作全般において介護 を要する期間が6月以上に渡っている、又は渡ることが予期される状態を いう。
- 2 これに準ずる世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 障がい者本人を除く世帯員が学齢児以下であるもの
 - イ 障がい者本人を除く世帯員が65歳以上であるもの
 - ウ 障がい者を主に介護する者が家外において就労しているもの
 - エ 親族等による常時の介護が期待できないもの
 - オ その他市長が特に必要と認めた世帯